

# 御船町農業委員会会議録

平成 30 年 9 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 平成 30 年 9 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 9 月 10 日（月）午後 1 時 30 分から 2 時 30 分
2. 場 所 第 2 分庁舎 大会議室
3. 出席委員（14 名）

会 長	1 番	富田	早苗				
会長職務代理者	2 番	荒木	義一				
委 員	3 番	野田	孝光	委 員	9 番	藤本	隆盛
委 員	4 番	西橋	孝志	委 員	10 番	田端	幸治
委 員	5 番	荒木	崇	委 員	11 番	芥川	誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番	藤岡	雅子
委 員	7 番	池田	賢治	委 員	13 番	山本	富士夫
委 員	8 番	福島	則義	委 員	14 番	竹崎	幸雄
4. 議事日程
  - 1 開会
  - 2 会長挨拶
  - 3 議事録署名委員の指名
  - 4 議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 5 議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 7 議案第 41 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
  - 8 議案第 42 号 非農地申請による意見の決定について
  - 8 報告第 13 号 耕作証明書発行について
  - 9 その他
5. 農業委員会事務局職員

課 長	藤野	浩之
係 長	緒方	弘和
主 事	白石	加奈子

## 1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは。本日お忙しい中、農業委員会総会に、ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成30年9月の総会を始めさせていただきます。本日は、14名の全委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会会議規則第6条に基づき委員さん14名の御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。又、農地利用最適化推進委員の出席をいただいております。只今より平成30年9月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条に基づき富田会長お願いいたします。富田会長議事進行をお願いいたします。

## 2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。大変暑いですが、しばらくの間ご辛抱ください。さっそくではありますが、平成30年9月、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。12番 藤岡委員 13番 山本委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第39号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

## 3 議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について

事務局 はい、1ページをご覧ください。

議案第39号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成30年9月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗 2ページをご覧ください。3件の申請が出ております。議案書3条①の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇地番△ 地目畑 面積△㎡です。

譲渡人の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受人の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇〇

理由 3条許可所有権移転です。

議案書3条②の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇地番△△地目畑 面積△m<sup>2</sup>。

譲渡人の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受人の住所 氏名 〇〇市〇区〇〇町大字〇〇〇△番地  
〇〇 〇〇

理由 3条許可所有権移転です。

議案書3条③の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇 地番△△ 地目畑 面積△m<sup>2</sup>。

譲渡人の住所 氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△番地△  
〇〇 〇〇〇

譲受人の住所 氏名〇〇市〇区〇〇町大字〇〇△番地  
〇〇 〇〇

理由 3条許可所有権移転です。

3条許可所有権移転、以上3件です。

議 長 はい、ありがとうございました。3条申請で所有権移転3件町許可分を提案いたしました。14番委員より①の要件等の説明をお願いいたします。

14 番 はい、①番の件について説明いたします。先日事務局と現地を見に参りました。現地を見たところ、畑地であり、たまねぎ等の栽培を行うと伺っております。説明資料2ページをご覧ください。第2項第1号から7号までの要件に関しましては、何ら問題なく許可相当と判断致します。皆様のご審議の程をお願いいたします。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。10番推進委員の委員意見等はございませんか。

推 10 番 ありません。

議 長 今回の案件につきまして、今の説明で、ご意見・質問等がある方は、ございませんか。

全委員 有りません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②の許可要件等の説明をお願いいたします。3番委員でありますので説明をお願いいたします。

3 番 はい、②番の件について説明いたします。事務局と一緒に現地確認へ参りました。以前の確認時には、うっそうと草が生えていたのですが、重機で綺麗に整地され畑としてありました。畑に関しましては、何ら問題はございませんでした。よって、第2項第1号から第7号までの要件は全て満たしております。何ら問題は無いと判断致します。許可相当と判断致します。審議の程をよろしくお願いいたします。  
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、担当委員から説明がございました。7番推進委員からは何かございませんか。

推7番 ございません。

議 長 はい、ありがとうございます。3条の②件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。

7 番 はい、耕作者は、○区となっておりますが、そこから耕作に来られるのですか。

3 番 近隣で、畜産業を営んでおりますので、何ら問題は無いと判断致します。

2 番 ここは荒地だったと思いますが、どうなっておりますか。

3 番 以前確認時には、うっそうと草が生えていたのですが、今回重機で綺麗に整地されました。

議 長 耕作放棄地の解消となったわけですね。他には意見等はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③の許可要件等の説明をお願いいたします。

3 番 はい、③番の件について説明いたします。事務局と一緒に現地確認へ参りました。現地は、②番の申請地に隣接した農地があります。同時にこの農地も切り開かれており荒廃農地が整地された農地となっております。第2項第1号から第7号に該当す

る要件は、全て満たしており何ら問題は無く、許可相当と判断致します。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。ここも荒廃農地であったのですね。只今、担当委員から説明がございました。皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員 ありません。  
議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。賛成多数で許可相当と判断いたします。続きまして議案第 40 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、3 ページをご覧ください。

議案第 40 号 農地法第 5 条 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 30 年 9 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。

次のページをご覧ください。

農地法第 5 条申請 7 件 60 筆案件がございます。

① 土地の所在地

大字〇〇字〇〇〇△番△ 地目 畑 面積△m<sup>2</sup>。

譲渡人住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△  
〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇〇△  
〇〇 〇〇

転用目的：貸駐車場及び資材置場

理由：5 条所有権移転

② 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△番△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇〇△丁目△番△号  
〇〇 〇外 1 名

転用目的：個人住宅

理由：5 条所有権移転

③ 土地の所在

大字〇〇字〇〇△△番△ 地目畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転

④ 土地の所在

大字〇〇〇字〇〇〇△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△

〇〇〇〇(株) 取締役 〇〇 〇〇

転用目的：宅地分譲用地

理由：5条所有権移転

⑤ 土地の所在

大字〇〇〇字〇〇△番 地目田 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇

大字〇〇〇字〇〇△番△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人住所・氏名 大字〇〇〇△ 〇〇 〇〇

大字〇〇〇字〇〇△番 地目 田 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人住所・氏名 大字〇〇〇△ 〇〇 〇〇〇

田 3 筆計△m<sup>2</sup>

譲受人住所・氏名 大字〇〇△ (有)〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：法事会館、レストラン及び駐車場

理由：5条所有権移転

⑥ 土地の所在

大字〇〇字〇〇△番 地目畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

大字〇〇字〇〇△△番△ 地目畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

大字〇〇字〇〇△△番 地目畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

大字〇〇字〇〇△△番 地目畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人住所・氏名 大字〇△△ 〇〇 〇〇

大字〇〇字〇〇△△番 地目畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

畑 5 筆計△m<sup>2</sup>

転用目的：災害公営住宅

理由：5条所有権移転

⑦ 土地の所在

大字〇〇字〇〇△外 47 筆（別紙記載） 地目田

面積△m<sup>2</sup>のうち△m<sup>2</sup>

貸人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇外 35 名別紙記載

借人住所・氏名 〇〇郡〇〇町大字〇〇〇△

(株〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇)

田 48 筆計△m<sup>2</sup>のうち△m<sup>2</sup>。

転用目的：埋蔵文化財試掘調査

理由：5条使用貸借権設定

議 長 はい、ありがとうございました。7件です。まず、申請番号①番です。①番の担当9番委員より許可要件等の説明をお願いいたします。

9 番 はい、資料の20ページをご覧ください。  
議案第27号 受付番号① 〇〇 〇〇〇  
現地確認へ参りました。資料の10ページをご覧ください。場所から説明いたします。〇〇〇からの方角で言いますと、東側になります。〇〇〇の手前右になります。申請者は、〇〇町で屋根工事の会社を営んでおります。資材置場駐車場として利用したいという意向があり今回の申請に至りました。（熊本一円に工事を請け負うため高速道に近い所を探していた。）資料11・12ページをご覧ください。トラックが4台、資材置場が一角であります。町道から里道を通り上がって細長い畑に砂利を引き駐車場兼資材置場にしたい意向であります。立地基準につきましては、2種農地であります。面積が△m<sup>2</sup>であります。

一般基準としては、問題なく適当と判断しております。排水に関しては、自然浸透と表面流水に関しては、隣接する町道側溝へ排水する計画であります。このようなことから、総合判断としては、許可相当と判断致します。皆様の審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。9番委員 藤本委員より説明がございましたが、皆さんからの意見・質問等はございませんか。

2 番 現在は、耕作されておりますか。

9 番 はい、耕作はされておらず、草が生い茂っております。墓がありますが、分筆してあります。但し、里道を利用されますので管理は行ってくださいと申し上げました。

議 長 他には意見等はございませんか。

無いようですので、この案件に承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号②番の説明を7番 委員お願いいたします。

7 番 はい、現地確認へ参りました。場所と致しましては、16 ページに掲載してあります。役場から約1km離れた住宅街の一角であります。〇〇〇のすぐそばになります。資料14ページをご覧ください。農地の区分としては、第3種農地であります。面積は△㎡であります。転用目的は個人住宅であります。申請人は、アパート住まいであり、家族も増えて現在の住まいが手狭になり住宅建設を計画し、農地法第5条申請に至っております。16ページの地図にあります様に、先に町道側の土地を取得されたのですが、申請地も取得することで、一体的に土地を活用することが出来るため今回の申請になりました。続きまして、一般基準につきましても、1番から10番までは、適当と判断できます。隣接同意書・排水同意書も取っております。何ら問題ないかと判断されますので、皆さんの審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。推進委員の2番藤村さんの意見等はございませんか。

推2番 別にございませぬ。

議 長 今、7番委員より説明がございましたが、意見等はございませんか。無いようでございますので、②番の案件につきまして承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号③番担当の7番委員お願いいたします。

7 番 はい、現地確認へ参りました。場所から説明いたします。資料の23ページをご覧ください。申請地は役場より約1.6km、〇〇〇から約300m離れた住宅街に存する農地であります。北側は町道、南側は宅地、東側のみ農地に接しています。申請者は、熊本地震で被災し、新たな住居を探して

おり、住宅建設に適した申請地の所有者と売買契約に合意し、今回の申請に至りました。資料の 20 ページをご覧ください。農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積は、△m<sup>2</sup>であります。給水は北側の町道に埋設された上水道管から本地内へ引き込み、雨水に関しては、敷地内の雨水は町道側溝へ放流となります。汚水・雑排水に関しては、合併浄化槽を設置し処理後に町道側溝へ放流する計画であります。一般基準ですが、1 から 10 までの項目にしても適当と判断いたします。以上のことから許可相当と判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、7 番委員より説明がございましたが、意見や質問等がございましたらお願いいたします。

意見がないようですので、この案件に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号④番、担当の 12 番委員内容の説明をお願いいたします。

12 番

はい、現地確認に参りました。場所から説明いたします。30 ページをご覧ください。〇〇〇から〇〇〇へ登って行く道沿いになります。32 ページの写真が見やすいと思います。左手奥は〇〇〇団地がございます、宅地化しております。27 ページに戻ります。農地の区分としては、第 3 種農地と判断しております。面積は△m<sup>2</sup>であります。〇〇〇団地が出来ており、住宅化が進んでおります。交通の便も良く住宅の需要も見込まれます。分譲地として開発される計画であり、5 条申請に至っております。一般基準に該当する項目は適当と判断致します。32 ページの写真をみていただいた方が解りやすいかと思えます。雨水・排水に関しては、町道側溝へ放流する計画であります。汚水・雑排水に関しては、北側に埋設されております公共下水道へ放流する計画であります。赤線の枠が予定地であります。周囲に残る隣接農地の同意は取っております。以上のようなことから総合判断として許可相当と判断いたします。以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございます。只今 12 番委員に説明していただきました。この件について、意見・質問がある方お願いいたします。
- 全委員 ございますか。
- 議 長 ありません。
- 議 長 はい、無いようですので、この案件を承認いただける方の挙手をお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断致します。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして申請番号⑤番担当委員 12 番委員説明をお願いいたします。
- 12 番 はい、現地確認へ参りました。こちらは再三出ている議案なので場所は解っていらっしゃると思います。38 ページをご覧ください。〇〇〇の隣になります。現況は水田であります。ここは先ほど事務局からも説明がありましたが、6 月に審議いただいたトレーラーハウスを設置する計画でありましたが、事業計画を変更したいという要望で今回の申請に至っております。34 ページへ戻ります。農地の区分としては、第 3 種農地であります。面積は△㎡です。田 3 筆になります。以前申請されたトレーラーハウスを使わずに 38 ページにあります田 3 筆を使ってレストラン・法事会館・駐車場にする計画となっております。県からのグループ補助金を受けて行う事業であります。県にも事業計画変更届をなさっております。一般基準においては該当する項目は適当と判断しております。周囲に農地がありますが、同意は得られております。排水同意書も得られております。以上のようなことから総合判断として許可相当と判断致します。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。何回も出ている事案ではありますが、ご質問がある方はございますか。
- 9 番 以前は、1 筆同意が得られなかったように思いますが、全農地同意は得られたのですか。
- 12 番 今回も取れてはいないようです。水路を変えないで欲しい、そのままですていただきたい要望があるようです。
- 議 長 さまざまな意見や要望があるようですね。他には何かございませんか。意見がないようですので、この案件に承認い

ただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で許可相当と判断致します。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号⑥番次は私ですので説明いたします。

1 番

47 ページをご覧ください。今回は災害公営住宅という事で申請が上がっております。場所的には〇〇小学校と〇〇の間になります。周囲は住宅が点在しつつある所であります。道から入って裏手にはなりますが、小さい農地が点在する所であります。復興の一環という事で申請が上がりました。農地の区分としては、第 1 種農地であります。面積としては、△m<sup>2</sup>であります。19 棟建設予定であります。申請地は、役場より約 3k m 離れており、北側及び西側は農地、東側は農地及び一部宅地、南側は町道に接している農地であります。平成 28 年熊本地震において被災された方々への、住居の提供という事で、御船町として災害公共住宅を建設する計画です。申請地は、1 種農地であるが、住宅区その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置される農地であり、例外的に転用が出来ると判断されます。続きまして、一般基準であります。必要な項目は、相当と判断されます。以上のようなことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議 長

この案件に対して、意見・質問等はございませんか。

5 番

隣接の同意は得られていますか。

1 番

周囲は農地があり、さまざまな問題があり、一部隣接の同意が得られておりません。

議 長

他にはございませんか。無い様ですので、この案件に承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして申請番号⑦番これも私から説明いたします。

1 番

場所から説明いたします。〇〇インターと〇〇地区集落地の間であります。国道沿いでありまして。皆さんご存じの町が誘致を行っている大型店舗商業施設に関連する事業であります。造成工事に入る前の埋蔵文化財の包蔵区域内の試掘調査が、必要となり所有者から借り受けし、一時転用申

請に至りました。地権者の方々には同意は得ておられますので何ら問題はないと判断いたします。同意署名一覧表がございますので確認をお願いいたします。

議 長

この案件に対して、意見や質問等はございませんか。

無いようですので、この案件を承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第 37 号を提案いたします。説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書 8 ページをご覧ください。

議案第 41 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 30 年 9 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分 2 件申請が出ております。面積の合計のみ読み上げます。田の合計が 7,176 m<sup>2</sup>。田以外はございませんので、合計が 7,176 m<sup>2</sup>です。10 ページをご覧ください。こちらは新規分の期間借地の分であります。面積の合計のみ読み上げさせていただきます。田の合計が 11,908 m<sup>2</sup>。田以外に利用権は出ておりませんので、合計も 11,908 m<sup>2</sup>であります。議案書 11 ページをご覧ください。再設定の申請であります。今回は 2 件出ております。合計のみ読み上げさせていただきます。田の合計 5,569 m<sup>2</sup>田以外はございませんので合計も 5,569 m<sup>2</sup>となります。続きまして、議案書 12 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 30 年 9 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 30 年第 9 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 254,561 m<sup>2</sup>畑の累計は、39,759 m<sup>2</sup>。田畑合計で 294,320 m<sup>2</sup>となっております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利用集

積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長

ございませんか。

それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。

続きまして、議案第 42 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書 14 ページをご覧ください。

議案第 42 号

農地法の運営について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断することについて意見の決定を求める。

平成 30 年 9 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。15 ページ 16 ページをお願いいたします。非農地の申請がありました案件に対して現地確認へ参りました。地元の農業委員及び最適化推進委員さんで現地確認を行いました。七滝地区は、15 ページの 1 筆、それ以外 16 ページまでの御船地区になっております。15 ページの 9 筆分が非農地の承認された土地であります。16 ページが非農地の否認された農地であります。非農地としては認められないと判断した分であります。これにつきましては、補足説明させていただきます。現地確認へ行かれた方 5 名は、内容を理解されているかもしれませんが、面積 1,418 m<sup>2</sup>の内半分が荒廃農地で、残りが耕作可能な農地でありました。我々も現地確認したときに、どのように判断したらよいか理解しかねたのですが、調べた結果非農地の申請は、1 筆 1 筆で確認していくため、一部でも耕作できる農地であればその筆に対しては、非農地の承認は出来ないと判断しております。どうしても半分荒廃農地であれば、1 筆を分筆して申請していただくことで非農地の判定が出来ます。よってこの農地に関しては、非農地否認となりました。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。我々の代表者が判断した農地の結果であります。この案件について、意見質問等はございませんか。

しばらくして、意見がないようですので、この案件に対して承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認決定いたします。続きまして、報告へ参ります。報告第 13 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書 17 ページをご覧ください。

報告第 13 号

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。平成 30 年 9 月 10 日提出 御船町農業委員会。今回は 1 件報告がありましたので報告いたします。内容は各自確認しておいて下さい。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。各委員にて確認しておいて下さい。お願いいたします。次には、その他となります事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、本日机上配布しております非農地証明願がございますのでご覧ください。

申請者住所・氏名〇〇〇郡〇〇町大字〇〇〇△番地

〇〇 〇〇

昭和 27 年 10 月 20 日以前から道路となっており、農地法第 2 条に規定する農地でないことを証明願います。

土地の所在 御船町大字〇〇〇字〇〇 地番△番

面積△m<sup>2</sup> 所有者 〇〇 〇〇

こちらの申請地ですが、先ほどの 5 条申請⑤番にあった隣接地であります。現地写真が 4 ページにございます。町道に農地があった状況でありましたので、今回の申請に至りました。現地確認は、池田委員・藤岡委員 2 名で確認していただきました。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この案件につきまして、皆さんから何かございませんか。農地が町道と残っていた状況ですね。

では、この証明願について承認される方の挙手をお願いいたします。はいありがとうございました。全委員賛成で承認されました。証明書発行をお願いいたします。他にはございませんか。

事務局

はい、本日机上配布しておりました農家相談の手引き・農業委員会業務必携 2 冊の手引き書を配布しております。地元の方から相談があった場合に対応する手引書となります

ので熟読されておいて下さい。

費用弁償について説明いたします。(一部の方は除く) 総会等に参加される場合交通費等が発生いたします。区によって支払い金額が異なりますので皆さん一律では決まっておられませんのでご理解をお願いいたします。事務局と致しましては、出席状況を確認しておりますので、それに応じてお支払いいたします。該当者には、9月26日(水)に口座へ振込みます。確認をお願いいたします。農業委員、推進委員の報酬を上期・下期の年2回お支払いいたします。上期の報酬を10月10日に農業委員会総会時にお支払いいたします。諸経費を引かせていただきます。内容として、新聞代・保険料・諸経費・慶弔費・被服代・それぞれ代金が異なりますが、旅行積立を引かせていただきます。ご理解ください。以上です。

幹旋農地・意向調査日程実施の件について(8/20~8/24)5班で暑い中確認していただきありがとうございました。一部ということでしたので、まだ現地確認等がございます。各地区で行われることになりましたが、分かれられない倍井は担当職員を派遣いたしますので遠慮なく声をかけてください。10月末までに調査していただかなければならないので是非ともお願いいたします。

ブレザー採寸(農業委員・最適化推進委員)をお願いいたします。

次月の総会は、10月10日13:30この会場で行います。

他には何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして9月度の総会を終了いたします。

議長

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

12番

㊞

13番

㊞